

《相続手続きについて》

ポイント1

遺言書はあるか

「有」

「無」

ポイント2

前提事項の確認

- ・ 相続対象不動産の特定ができていないか
- ・ 相続対象不動産は登記されているか
- ・ 相続人の特定ができていないか
- ・ 相続人間で遺産分割協議がまとまりそうか

ひとつでも問題「有」

問題「無」

ポイント3

特殊要因（遺産分割協議に際し）

相続人の中に以下に該当する者がいないか

- ・ 認知症（制限行為能力者など）の者
- ・ 行方不明者
- ・ 相続放棄（希望）者
- ・ 未成年者

特殊要因「有」

特殊要因「無」

活用・処分方法の検討と並行して相続手続きを準備

登記手続きの依頼

＜参考＞相続以外の処分時障害事由

- ・ 古い抵当権が残っている
- ・ 仮登記等別の権利がついている
- ・ 共有名義になっている
- ・ 土地と建物の名義が異なる
- ・ 一帯の土地に他人名義の土地が含まれる

専門家（司法書士）へ
ご相談いただくこと
をお勧めいたします。

※サポートセンターでは、
福岡県司法書士会と連携
しており、司法書士の紹介
もできます。